

「新宿小学校の過大規模校化への対応」について説明会 質疑応答要旨

- 1 開催日時 平成25年5月17日（金）18時30分～20時30分
- 2 場 所 新宿小学校 体育館
- 3 参加者 教育委員会 11名 企画課 大崎課長 池田統括管理主事 市倉課長補佐
小口主査 安井主査補 望月主査補
学校施設課 山下建設係長 福島主任主事
指導課 秦野主任指導主事
保健体育課 伊藤給食担当課長 塩谷給食係長
新宿小学校 4名 沼倉校長 横山教頭 山崎教頭 花澤教務主任
保護者 88名
- 4 議事概要 Q：質問・意見、A：回答（課・学校）

【増築校舎・6年生の移動について】

- Q 6年生が本校に移動する日は、5校時から移動し6校時の活動に間に合うようにすると聞いたが、もう少し詳しく教えていただきたい。
- A 現在の検討段階では、本校に移動する回数は毎日ではなく、行事を精選し子どもたちに負担のない範囲で回数を決めて実施する予定である。今後も、学校と協議しながら、6年生が6校時に十分間に合うように移動時間や方法を工夫し、検討していきたい。
- Q 「特色ある教育活動」の展開として、「豊かな『交流』活動の実施をめざす」とあるが、具体的にはどのような活動を行うのか。
- A 具体的な活動については、現在、小・中学校の先生方で検討している段階である。千葉市では今まで小・中連携の研究をいろいろな学校で進めてきている。その中で、共通している成果を挙げると、「中学生は年下の子に対する思いやりの心が育ち、小学生は年上の人に対する尊敬の心が育つ」ということである。新宿小の6年生と新宿中の交流においても、精神的な成長を期待し進めていきたい。
- Q 授業参観については、本校（1～5年生）と分校（6年生）は同じ日に実施していただきたいが、時間帯については、両方に子どもがいる保護者もいるので、調整していただきたい。
- A 現在の予定では、授業参観は同じ日に設定し、本校を午前、分校を午後とする方向で検討している。
- Q 今年度の児童数・学級数が推計よりも減っており、このまま進めば来年度も教室が足りるようになると思うが、それでも6年生は分校に移動するのか。
- A 5月1日現在の住民基本台帳を基に、これから新しい推計を算出する予定である。大幅に児童数・学級数が減った場合は検討するが、現状から考えると、26年度に分校に移動する方向で進めていく。現在も、プレハブ校舎を増設して対応している状況であることをご理解いただきたい。
- Q 保護者としては、6年生が分校に移動することについては、まだ漠然としており不安である。受け入れる側の中学生もストレスが発生するのではないかと思う。学校施設については専門家に任せるが、本校への移動方法も含めて、具体的な教育活動については1つ1つ検討していただきたい。6年生には、6年間の集大成として伸び伸びと活動してほしいと願っている。
- A 子どもたちの心のケアについても、学校と密に連絡を取りながら、対応していきたい。

- Q 再度確認するが、6年生の移動については、大幅な減少がなければ、予定どおり行うのか。
- A 現在、千葉県では1・2年生が35人学級編制、3年生以上は38人学級編制を基本として実施している。今後、上の学年にも少人数学級が実施されれば、学級数にも大きく影響することになる。年度途中で教室不足という状況にならないよう十分検討してきており、26年4月に6年生が円滑に分校に移動できるよう工事等の準備を着々と進めているので、ご理解いただきたい。
- Q 新宿小では子どもたちにチャイムで時間を知らせているが、新宿中はノーチャイムである。急に6年生が新宿中内の分校に移動し、チャイムのない生活に慣れるかどうか心配である。
- A 新宿小では、今年度からチャイムの回数を減らしている。朝の始業及び業間休みの終了、昼休みの切り替えの3つの合図だけ行っている。

【新宿小の給食室の改築について】

- Q 「仕出し弁当」の対応はどうなったのか。
- A 2月の「新宿小過大規模校化の対応」説明会及び4月の教育課程説明会でもご意見をいただいたことを踏まえ、学校で3つの業者に照会をかけた。
学校では次の4点について業者に確認し検討してもらった。
- ①安全性が確保できるか。
 - ②最大1000食分の提供ができるか。
 - ③発注・納入・回収の流れについて支障がないか。(特に、残菜等の処理等はどうするか。)
 - ④費用面について、給食費に比べてかけ離れた値段とならないか。
- その結果、どの業者も不可能であるとの回答があった。
- Q 弁当については、夏場の暑い日にも持ってくることになるが、保管方法について検討しているのか。また、前回の説明会では、学校側から保護者と十分意見交換をする中で進めていくと説明があったが、具体的にどうするのか。
- A 牛乳やパン等については、空調設備の整った教室に保管し、特に牛乳については牛乳保冷庫を用意する予定である。
児童の弁当についても、空調設備の整った教室に保管できるよう検討していきたい。(学校)
2点目の保護者のご意見を吸い上げる手段としては、アンケートを実施する予定である。例えば、現在、牛乳とパンを提供する方向で調整しているが、提供回数等についてご意見をいただくなど、保護者のご意見を十分に尊重しながら、教育委員会と学校で検討していきたい。(学校)
- Q 給食室の工事期間について、特に終了時期を再度確認したい。また、弁当持参の場合、保護者の都合により、コンビニエンスストア等で弁当を買ってもよいのか。
- A 夏休みから工事を始める予定であるが、終了時期については工事業者が決まってから具体的に決定するので、9月以降に正式にお知らせしたい。
学校側としても、弁当持参についてのルール作りを検討していきたい。
- Q 牛乳とパンが提供される方向と聞いているが、おかずは各個人で持参することになる。おかずに差が出てしまうことに対して、先生方には十分子どもの心のケアをお願いしたい。
また、通学途中でコンビニエンスストア等に寄って登校してくる子も出てくることも予想され安全対策等についても十分考慮していただきたい。
- Q 遅れて参加したので、最初から説明を聞けなかった。保護者の間では、給食が工事のため3年間出ないといううわさがあるが本当か。また、仕出し弁当は提供できないのか。
- A 給食室の工事については、夏休みから開始し、今年度中には完了する予定である。前回の説明会では、来年1月末に工事を完了し2月頃から給食を開始する予定と説明したが、正式には業者が決定してから工事計画が確定するので、9月以降に改めてお知らせしたい。

先ほども説明したように、仕出し弁当の提供については、業者に照会をかけたが提供できないという回答であった。特に安全性については、業者が保健所に相談したところ、様々な点で難しいということだったと聞いている。

Q 前回の説明会では、弁当の期間は登校時間を遅らせるような話があったが、私としては遅らせてほしくない。

A 学校としては、保護者のご意見を十分吸い上げながら、再度検討していきたい。

Q 給食室の工事期間について、過去の事例ではどのくらいかかったか。また、その時の対応はどうか。

A 過去の事例では、7か月間と8か月間の工事期間で行ったことがある。どちらも、弁当対応でお願いする中で、学校と情報交換を密にして進めてきた。

Q 前回の資料では、新宿小も190日間かかるとしており、ほぼ同じ期間かかる。改修と増築の工事を行うと説明があったが、工事期間を短くできないか。

A 現在の給食室の物品を一度空にしてから、改修工事と増築工事を行う予定である。調理過程に合わせて釜の位置や食材の洗い場等を設置していくことになる。どうしても1000食を作るには、給食室の工事を行わなければならないことをご理解いただきたい。

Q 新宿小が過大規模校化になったことで、1000食を作るようになった。老朽改修工事については、年数が経てば行うことは理解できるが、増築工事をするようになったことについては、過大規模校化対策等の行政側の対応も反省していただきたい。

Q 弁当の期間は、給食費は払わなくてよいのか。

A 牛乳とパンを提供した場合は、実費はお願いする。

【その他】

Q 本日の保護者対象説明会のように、自治会や地域に対しても説明をお願いしたい。特に、未就学の子を持つ家庭には新宿小の状況をぜひ知らせていただきたい。

A 自治会や地域の方々にも説明をする方向で考えている。新宿小学校区の地域をはじめ、登戸小・弁天小も含めて検討していきたい。

Q 神明町に住んでいる。以前、学区変更の際に説明会を開いてもらったが、住民の意見を尊重して、学区変更なしとしていただいたことに対して、大変感謝している。今回も、保護者や地域の意見を吸い上げて、進めていただきたい。

Q 本日の説明会の開始時間については、やや拙速ではないか。県外で仕事をしている人や夕食の準備をしている人にとっては、午後6時30分に参加するのは難しいと考える。前回2月の説明会は土曜日開催であったが、もっと多くの保護者に教育委員会の説明を聞いてもらうためには、次回以降も行う場合、十分考慮していただきたい。

Q 過大規模校化の対応については、根本的な対策を考えてきたのか。

A 新宿小については、地元への説明を行う中で、保護者や地域住民の意見を尊重し、新宿中に分校を設置して6年生を移動する方向となった。千葉市では、新宿小のような過大規模校化や人数が激減している小規模校化の対策として適正配置事業を進めている。毎年児童・生徒推計を算出し開発動向を見ながら進めていることをご理解いただきたい。

Q 神明町の説明会では、教育委員会には開発許可の権限はないと聞いたが、その通りか。

A 制度上、教育委員会には宅地開発の許可や制限等の権限はない。管轄の所管を窓口にも、都市計画

法の中で進めている。

- Q 要望としては、教育委員会にも開発の許可や制限等の権限をもってもらい、できれば小学校から見直していただきたいと考える。